

# 近代中国における「統治権」概念と天命倫理

呉 迪

はじめに

- 一 清末の憲法制定における朝廷と民間の統治権理解
- 二 清末・民初期における政權交替と統治権の移転
- 三 中華民国初期の私人憲法草案における統治権解釈  
おわりに

はじめに

清末以降、中国は伝統的な天下国家から近代的な立憲国家へと転換する過程において、制度の側面で模倣と改革を図るとともに、政治理念の根本からの再編をも推し進めた。その中でも、「統治権」という概念の導入と再解釈は、伝統的な政治倫理と近代的な憲法理論とを架橋する重要な媒介となった。<sup>(1)</sup> この概念は明治憲法において初めて創出され、明治一五年の主権論争を解消し、<sup>(2)</sup> 天皇を中心とする国家権力の統一を維持するために用いられ

たものである。清朝政府は、明治日本を模範として一連の立憲活動を展開する中で、まず一九〇六年に『予備立憲上諭』を公布し、その中で「大権は朝廷に統ぶ」と宣言した。これは、国家の最高権力が朝廷に帰属することを示すものであり、実質的には「統治権が朝廷に統ぶ」と同義の政治理念を表明したものであった。<sup>(4)</sup>その後、一九〇八年に公布された綱領的な憲法的文書（『正式な憲法ではないが憲法的性格を有する文書』）である『欽定憲法大綱』においては、「君上大権」という明治憲法に做つた法的概念が明示的に採用され、これにより、大権＝統治権を原理とする統治構造が制度的に具体化されたのである。

辛亥革命の後、帝制は崩壊したものの、「統治権」自体は消滅せず、むしろ政権交替と憲法制定の過程において新たな法理的意義を獲得した。清帝退位の詔書における「統治権を全国に公にす」という表現は、近代中国の正式な憲法的文書において統治権が初めて登場した例である。その後、有賀長雄が提唱した「統治権移転論」は、清朝の君主体制から民国の共和体制への漸進的な転換を憲法理論の枠組みの中で論証し、民国が清朝の法統を全面的に承継する理論的根拠を与えた。

従来の研究は、近代中国、なかでも清末・民初の憲法制定が日本からどのような影響を受けたかという問題について、広範かつ詳細な考察を行ってきた。しかしながら、「統治権」概念が果たした核心的役割については、なお十分に論及されていない。筆者の見解によれば、その第一の理由は、統治権を中国伝統の天命政治倫理の近代化・憲法化された表現として捉えていないことであり、統治権が伝統と近代とを接続する意義を看過している点にある。第二に、近代中国における統治権の定義が、立場や目的の相違によって大きく分岐しているという点を十分に踏まえておらず、そのため近代中国の立憲活動に対する分析がやや表層的にとどまるきらいがあることである。

こうした問題意識に基づき、本稿は筆者の従来の研究成果を踏まえつつ、憲法史と思想史の双方の視角から、

近代中国における「統治権」の継受と発展を考察するものである。まず、清末の憲法制定において朝廷と民間が統治権をいかに理解したかを分析し、次に、清末・民初の政権交替における「統治権の移転」とその政治倫理的意義を検討する。最後に、民国初年の憲法草案において、主権および統治権を含む国家最高権がいかなる多様な設計として構想されたかを整理し、明治憲法体系における統治権概念が近代中国の憲法的文脈の中でどのように展開し、また超克されたかを明らかにすることを目的とする。

### 一 清末の憲法制定における朝廷と民間の統治権理解

#### (一) 朝廷に統べられる「大権」として

近代中国は、西洋の衝撃に直面したのち、その対応様式において技術の模倣から制度の撰取へと根本的な転換を遂げた。洋務運動の時期には、改革の重点は依然として「夷の長技を師として以て夷を制す」という実務的次元に置かれていた。しかし、日清戦争における清朝の敗北と、日露戦争における日本の勝利という対照的な経験は、中国知識人の思考パターンを根底から揺るがす契機となった。とりわけ、日本が列強の一角として日露戦争に勝利した事実は、清国の朝廷と民間に深い衝撃を与え、それは単なる軍事的勝敗ではなく、「立憲か専制か」という体制の優劣を示すものと受け止められた。かくして、近代中国の立憲への道は、この時期において本格的に開かれることとなった。

一九〇五年一〇月一八日（光緒三十一年九月二八日）、清国政府は上諭によって五大臣を日本をはじめとする諸国へ派遣し、政治制度を視察させた。載沢らの一行が日本を訪問した際、穂積八束の憲法講義および伊藤博文との憲法問答を通じ、立憲政体が君主大権を削ぐものではないことを理解した。<sup>5)</sup>一九〇六年九月一日（光緒三十二年七

月(三日)、清国は『予備立憲上論』<sup>(6)</sup>を公布し、「大権は朝廷に統べ、庶政は輿論に公し、もって国家万年有道の基を立つ」と宣言した。

穂積八束の憲法講義は一九〇六年二月六日(光緒三十二年一月三日)に、考察団が宿泊していた芝離宮において行われた。この講義において、穂積は君主統治略表を参照しながら、載沢らに明治憲法体制の基本構造を紹介した。その中で穂積は、明治憲法は「君主を統治権の総綱とする」ものであり、統治権の作用は「第一に立法権、第二に大権、第三に司法権」であり、統治機関として「第一に帝国議会、第二に国務大臣および枢密顧問、第三に裁判所」を挙げた。<sup>(7)</sup> 崔学森は、穂積が統治権の作用として述べた「大権」は行政権を指すと考え、穂積が立法権を語る際に「統治権は大権・司法権・行政権を兼ねて言う」と述べたことと矛盾するようになると指摘し、その理由を「穂積八束が異なる文脈において大権を用いたこと」に求め、さらに「清国朝廷および立憲を主張する民間人はいずれも、朝廷に統ぶ大権の本義を深く究めなかった」と論じている。筆者の考えによれば、明治憲法の成立過程における「国権」から「統治権」への概念的整理<sup>(10)</sup>、そして穂積八束の講義の翌日に伊藤博文が載沢らを訪ねて語った「貴国は君主国であり、主権は必ず君主に集中すべし(中略)天皇は国の元首として統治権を総攬する、すなわちこの意である」<sup>(11)</sup>との発言をあわせて考えるならば、穂積八束が統治権の作用を語る際に用いた「大権」は、実際には統治権の行政上の現れを指すものであり、前後に矛盾はなく、明治政府が統治権の考えを正しく捉えていたことを示している。

一九〇七年から一九〇九年にかけて、清国は達寿らを再びイギリス・ドイツ・日本へ派遣し、憲政を専門に視察させた。一九〇八年二月から一九〇九年七月にかけて、有賀長雄は達寿およびその後達寿に代わって視察した李家駒らに対し、一年半に及ぶ憲政講義を行い、明治憲法制定の過程と日本の憲政実践を詳細に紹介した。あわせて清国の政治改革の現実に配慮し、憲政視察大臣らと多くの問答を重ねた。

達寿は帰国後、一九〇八年八月一七日（光緒三十四年七月一日）に提出した上奏書<sup>13</sup>において、「従来の憲法の精神は三権分立にあり（中略）モンテスキューは本来誤解があり（中略）今より観ずれば弊害なしとせず」と述べ、さらに「国家において貴ぶべきは統治の権力を有することにあり、統治権は唯一にして不可分の権であり、もし分割し得るならば国家もまた分裂する」と指摘した。これによれば、清国政府の統治権に対する理解は明治政府のそれとほぼ完全に一致していたことが明らかである。

一九〇八年八月二七日、清国朝廷は中国史上初の憲法的文書である『欽定憲法大綱』を公布し、同時に九年間の立憲準備事項リストを発表して、九年後に憲法を正式に公布する計画を示した。この『欽定憲法大綱』は、四条の「君上大権」と九条の「臣民権利義務」から成り、その規定はほとんど原形のまま明治憲法を踏襲し、しかも君権の側面では強化・拡張を行った。これは、清国朝廷が表面上は立憲改革を受け入れつつも、実質的には「立憲しても皇権を奪わず」という方法を通じて満洲皇帝の政治統治を固めようとしたことを示している。すなわち清国朝廷自身が理解した「大権は朝廷に統べ」という意図を反映するものであった。その後、清朝は国内世論の高まりや革命派の動きを踏まえ、矛盾を和らげるべく、一九〇八年一月一四日に『欽定逐年籌備事宜清單』を公布し、当初九年とした立憲期限を五年に短縮し、一九一一年に責任内閣を設立し、一九一六年に正式に憲法を公布して国会を召集する計画を具体的に定めた。

しかし、清国朝廷が公布した『予備立憲上諭』および『欽定憲法大綱』のいずれにおいても、「統治権」という語は見当たらず、意味の明確でない「大権」だけが規定された。とりわけ、朝廷に統べる大権と君上に属する大権とがいかなる関係にあるのかについて、朝廷から公式に説明されることはなかった。さらに、溥儀が退位した際に示された『退位詔書』には「統治権を全国に公し、共和立憲の国体を定む」と明記され、統治権が国家の最高権として位置づけられていた。したがって、清末における憲法成立の過程において、朝廷が「大権」と「統

「治権」をどのように理解していたのかは、今日解明すべき問題の一つとなった。

筆者はこれについて考証を試み<sup>(14)</sup>、朝廷が理解した「統治権」とは、「主体は上にあり無上の主権を総攬して事権（原文のママ、国家の事務・行政・外交・軍事など、統治に関わる実際の権能を指す―筆者）の統一を期し常に治安を保つ、この種の大権を統治権と名づく」というものであり、「上論の『大権は朝廷に統べ』るとはこの意である」と指摘した。換言すれば、『欽定憲法大綱』における「大権」とはすなわち「統治権」であり、公布に至らなかった『大清帝国憲法草案』の核心は清国皇帝が統治権を総攬することにあった。

## (二) 主権と結びつく「対内最高権」として

周知のごとく、明治憲法は本文において「統治権」を規定するのみで、「主権」という語を用いていない。この意図的な曖昧化は、近代立憲の文脈における「民主主権」と「君主主権」との鋭い対立を回避することを目的とし、同時に日本の憲法学説に広大な解釈の余地を残した。そこから「天皇主権説」と「天皇機関説」との長期にわたる論争が生じた。これに対して、近代中国が明治憲法およびそれに付随する憲法学を導入した当時、中国にはまだ正式な成文憲法が存在せず、関連論理は翻訳または紹介の段階にあった。これにより「統治権」の理解は中国学界において闊達な議論の場を開き、各学者はそれぞれの歴史観・政治的立場・制度構想に基づいて統治権と主権の関係を独自に解釈し、そこから近代中国における憲制の多元的指向が映し出された。

近代中国の憲法学界の初期における統治権をめぐる理解は、穂積八束ら日本の憲法学者の影響を強く受けていた。とりわけ穂積に師事した王鴻年<sup>(15)</sup>は、穂積の統治権主客体論を継承し、「統治権は国家と並存し、大権は憲法によって生ずる」と指摘した。保廷樑<sup>(16)</sup>は統治権と主権を明確に区別し、主権を国家の対外関係における最高権、統治権を国家内部の最高権力と捉え、両者が共同して「国権」を構成すると論じ、穂積八束の統治権学説を受け

継ぎつつも中国的な論理展開を加えた。張伯烈<sup>(17)</sup>は両者の中間に位置する道を探り、統治権と主権は本質的に一体であり、対外的には主権、対内的には統治権と称し、いずれも「大権」の範疇に属するとした。しかし同時に、憲法による拘束を受けねばならず、さもなければ専制権に墮すると強調し、「君上大権」の無限性への警戒を隠さず、民間立憲派の政治的立場と論理的主張を示している。民国期に入ると、袁世凱の帝制復辟に奉仕したと見なされる馬吉符<sup>(18)</sup>は再び明治憲法の原点に回帰し、明治憲法にならって統治権を国家元首たる「大皇帝」に帰属させつつ、「大皇帝」を「国民会議」による制約の対象とした。ここには君主権威の継承と共和政憲法の民権要素の双方が織り込まれており、統治権概念が中国的文脈のもとで一層土着化され、柔軟に展開されていったことが示されている。

このほか、『欽定憲法大綱』の解釈をめぐっても、中国の学者も日本から導入された統治権を参照していた。たとえば、楊廷棟<sup>(19)</sup>は『欽定憲法大綱講義』<sup>(20)</sup>の中で、「一国を統治する大権」は分割することができず、立法・行政・司法は「それぞれ独立の体を有するとはいえ、なお君主がこれを総攬する」と指摘した。『欽定憲法大綱』に列挙された君上大権は「君主が神聖不可侵であることを明示し、君主が統治権を総攬し憲法に従ってこれを行すべきことを示している」<sup>(21)</sup>と述べた。具体的条文の解説においても、楊は君主が一国の元首として「対外的には全国の代表であり、対内的には国家を統治する大権を握る」<sup>(22)</sup>と続けている。この講義は『欽定憲法大綱』の解説書であるため、保廷樑や張伯烈のように君主権力を対内最高権と対外最高権に区分することはなく、国家内部の権力構造を中心に、明治日本の統治権論を参照して「君上大権」を説明している。

筆者はかつて、これら諸家の憲法論理体系を相互に比較しながら体系的な考証と整理を行ったことがある<sup>(23)</sup>。従って、ここでは彼らの統治権理解を簡略に概観するにとどめる。実際、これら代表的見解を総合すると、近代中国における「統治権」の理解は日本からの単純な静態的移植ではなく、絶えず解釈・議論する過程で、各立場の

学者によって、それぞれ異なる方向づけや政治的意図が与えられていったことがわかる。その継受と発展の軌跡は、大きく言えば全面的模倣から土着的改造への漸進的な過程をたどった。すなわち、初期の学説は、日本において展開されていた当時の理論構造をほぼそのまま踏襲し、「君上大権」と「統治権主客体」という構造を際立たせ、歴史的正当性を権力正当化の最終根拠とした。次いで君主の最高権力を対内的には統治権、対外的には主権に分ける二元モデルを採り、権力の構造と適用領域を明確にしたうえで、憲法によってその範囲を明定し、国家法人格の連続性を保ちながら制度的均衡の余地を開こうとした。その後さらに、議会の分権や民意による抑制といった共和的な立憲の要素を取り込み、君主制と共和制が入り混じった仕組みを作り上げ、統治権は名と実の両面でさまざまな度合いの分割と共有が見られるようになった。

この過程は、近代中国の憲法学が明治憲法学を受け継いだ事実を示すだけでなく、中国の知識人が外来の制度を導入する際に抱いた多面的な配慮をも浮かび上がらせている。一方で、近代中国は「統治権」というドイツや日本の法理の中で既に抽象化され、争点を避ける形で整えられた概念を用い、自国の憲法言説の空白を埋める必要があった。国際交渉や憲法政治の場面で「近代国家」として承認を得るためである。他方で、この概念を伝統的な政治倫理や旧来の権力正当性の伝統と結び付け、「天命」「正統」の物語を継承しながら、議会政治や民権の原則を取り入れる余地を確保することも求められた。まさにこの二重の目的のもと、「統治権」は近代中国の憲法学において柔軟な解釈の余地を獲得した。すなわち、それは憲法テキストにおける最高の権力を示す法的概念であると同時に、政治文化における正統性の象徴でもあった。権力を一元的に保つ制度の枠組みを支えることもできれば、近代立憲体制の規範として再解釈することも可能であった。この「統治権」をめぐる解釈が絶えず再構築されたことこそが、民国初年における「統治権移転」をはじめとする一連の憲法解釈や政治実践に、論理と文化の双方から基盤を与えた。

## 二 清末・民初期における政権交替と統治権の移転

### (一) 退位詔書から中華民国約法へ

清末から民初にかけての政権交替において、清帝の『退位詔書』<sup>(24)</sup>は清国朝廷の「統治権を全国に公し、共和立憲の国体を定む」ことを規定したものである。また、この詔書には皇帝の玉璽は押されず、その代わりに「天が定めた最高の道理に従う」という意味を持つ「法天大道」と刻した印章が用いられた。これにより、「退位詔書」を一つの画期とし、中国の伝統的な「天命」観が近代東アジアの憲法概念である「統治権」へと正式に結び付けられたと見ることが<sup>(25)</sup>できる。

実際に、辛亥革命後に公布された『中華民国臨時政府組織大綱』には、すでに「臨時大總統は全国を統治する権を有す<sup>(26)</sup>」と明記されていた。この表現は『退位詔書』の「統治権を全国に公」にすると呼応し、辛亥の政権交替において「統治権」が最高国家権力の慣用的表現となり、かつ強い正統性の宣言を帯びていたことを示している。すなわちこれは単なる権力帰属の記述ではなく、新体制が正統性の継承を主張する政治言語であり、高全喜はこれを「中国版の名誉革命<sup>(27)</sup>」とさえ呼んでいる。

一九一二年二月一日、袁世凱が中華民国臨時大總統に就任した。これに対し権力を制限する目的で、同年三月一日に公布された『中華民国臨時約法』は立法面で『臨時大綱』にあった統治権を大總統に帰属させる規定を踏襲せず、「主権は国民全体に属する」と定め、「参議院・臨時大總統・國務員・法院」による統治権の共同行使を規定した。そして当時西洋で流行していた責任内閣制を採用し、国家主権は人民に属するという理念を憲法条文に具現化しようとした。換言すれば、『臨時約法』は「統治権」を単一の元首から分権的な憲法権力へ転換し、人民主権を法的に確立しようとしたと試みた。

しかし、この体制構想は当時の中国では深刻な構造的困難に直面した。清末の立憲期に、日本の学者や政治家はすでに中国立憲の三大欠陥、すなわち政治基盤の脆弱、交通通信の不便さ、国民教育水準の低下を繰り返して指摘していた。<sup>(28)</sup> 民国成立後もこれらは依然として残り、満洲族と漢民族における対立や政党間の闘争によってさらに悪化した。『清室優待条件』は旧王室の待遇を保障して政權交替の衝突を緩和しようとしたが、社会の分裂と政治的未成熟は西洋型の多党議會制を安定して運営することを困難にした。

一九一三年二月、『臨時約法』に基づく国会選挙で宋教仁が率いる国民党が圧勝し、責任内閣制を通じて大統領の権限をさらに制約しようとした。これは高度な集権を志向する袁世凱と正面から衝突した。三月に起きた宋教仁暗殺事件は対立を決定的にし、「二次革命」と称する蜂起は「憲政を守ろう」とのスローガンを掲げつつも準備不足で短期間に敗れた。同年一〇月六日、国会は袁世凱を正式な大統領に選出した。

その後一〇月三十一日、憲法起草委員会は『中華民国憲法案(天壇憲法草案)』を提出し、国体を「永遠に統一された民主国」と明記し、立法権を国会、司法権を法院に付与し、行政権を「大統領が國務員の補佐を得て行使する」と規定した。さらに大統領の再任は一度に限るとした。この案は制度面で大統領権限への全面的均衡を企図し、袁の集権路線とは相反した。一月四日、袁世凱は国民党を解散させ、国会の活動を停止させ、一九一四年一月一〇日には国会を正式に解散した。

一九一四年五月一日に公布された『中華民国約法(いわゆる「袁記約法」)』は、正式に『臨時約法』を廃止し、次節で述べる有賀長雄の統治権移転論の趣旨を憲法構造に反映させたものである。その第二条は「中華民國の主権は国民全体に属する」としつつ、第一四条で「大統領は国の元首として統治権を総攬する」と明記し、明治憲法の「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」という表現をほぼ直輸入した。さらに象徴的なのは、第六五条が『清室優待条件』を憲法条文に格上げし、その効力を「永遠に変えざるもの」と定め、清皇室の待遇や満々満

洲・蒙リモンゴル・回リホイ・蔵リチベット諸族の地位を憲法秩序に固定したことである。これは統治権譲与の制度的確認であると同時に、多民族国家の領土一体性と正統性連続を守る憲法的保障でもあった。同年一二月には『修正大總統選挙法』が公布され、大總統の任期を一〇年に延長し連続再任を可能とし、袁の長期支配への道を開いた。一九一五年一二月、袁世凱は帝制運動を起こし「君主立憲」を名目に権力の頂点を再構築しようとしたが、全国的な反発を招いて護国運動が勃発し、翌年三月に帝制を取り消し、六月に病没した。<sup>29)</sup>

以上記したように、統治権は清末から民初にかけて、日本から継受されたものの、外来概念の単なる移植にとどまらず、急激な制度変革と政権交替のただ中で近代中国の憲法秩序の核心概念へと成長する。憲法成立運動を通じた理論的な撰取と制度的な構築、さらには多様な政治実践を経て、統治権は、法理の面では法統の継承と最高権力の確定を担い、制度の面では中央と地方、元首と議会の関係を調整する重要な梃子となり、「連続」と「変革」の双方に柔軟に応じる独自の機能を示した。そして、この概念の「成熟」により、中国は短期間で伝統的な正統性と近代的な政治理論を併せ持つ最高権力の表現手段を自らのものとし、安定した統一的憲法体制の確立を模索するうえで貴重な試みを実現してゆく。

## (二) 有賀長雄の統治権移転論と天命倫理の憲法化

前述の一九一三年から一九一四年にかけて、憲法制定をめぐる展開されたこの重要な権力争奪の時期において、袁世凱の憲法顧問である有賀長雄<sup>30)</sup>は清末民初期の統治権移転論<sup>31)</sup>を唱え、清帝国と中華民国の政権交替に法理上の基礎を与えた。有賀が唱えたこの理論の核心は、中華民国の成立は武昌蜂起や南京臨時政府の設置からではなく、南北和議と清帝退位から始まるというものであった。彼は「退位詔書」中の「統治権を全国に公し、共和立憲の国体を定む」「袁世凱に全権を与えて臨時共和政府を組織し、革命軍と協議して統一法を定む」といった

条項を援用し、民国は清朝皇帝から統治権を譲与されたことで、完全な正統性と領土の継承を得たと論証した。つまり統治権の移転は旧権力の消滅や新権力の無からの創出ではなく、連続した正統性の枠内での権力の合法的な譲渡であり、これによって民国は国際法・国内法の双方で清朝の全領土を継承すると主張でき、革命派が当初掲げた漢地一八省に限定されるものではなくなった。

有賀長雄の「統治権移転論」は、孤立した憲法学上の主張ではなく、彼が日中両国の政治文化構造について抱いた全体的認識に根ざしている。有賀は『支那正観』<sup>(32)</sup>において、日本民族が一体として団結し得たのは、実際には「皇統連綿の皇室を奉戴する」ことにあると指摘し、これに対して中華民族の団結は「四千年來同一の文明を継紹」すること、すなわち「世界何れの国の文明よりも古き文明を継紹保存し、之を以て団結して其の国民としての存立を維持する」<sup>(33)</sup>ことに存すると述べている。この認識に基づき、有賀長雄は、数千年來中国が国民的統一を保持し得たのは、すべて「偉大なる保合力と同化力」を有する「社会調和の理想」<sup>(34)</sup>によるものであるとした。かかる理解に立つて、有賀は、西洋の平等主義およびその立憲政治は「日本及支那文明の基礎を破らんとする共同の危険」<sup>(35)</sup>と考えた。とりわけ、西洋諸国の国民は「分析を知り保合を知らず」<sup>(36)</sup>とし、しかも彼らは「人生富強の外、尚ほ更に尊ぶべきものあり、即ち人類天与の靈智を以て大和保合の工夫を練り、人生をして調和の美を尽さしめ、以て天地自然に通ずる大道を進むこと是れなり」<sup>(37)</sup>という理想を理解しないと論じた。したがって、有賀は、「立憲政体は西洋各国の政体にして平等の大義に基づくもの」であり、日本がこれを採用したことによって「皇統連綿と両立せしむる途に於て進みつつあり」とのこゝを得たと考えた。中国の共和政体もまた平等主義を基礎としてはいるが、有賀は「四千年の久しきに亘り継紹したる文の理想の根底が容易に動くべきを信せず」と述べ、さらに「個人平等の大義に戻らず、社会調和の合ひたる共和政体を工夫」し得るとし、それは日本と相容れるとともに、「西洋各国と両立する文明の天地を此の地球上に開かんとすることを信じて疑はざるなり」と述

べた。<sup>(38)</sup>

このような認識は、有賀の中国における政権交替の理解に直接的な影響を及ぼした。彼は、辛亥革命を西洋式の社会革命とはみなさず、一つの文明体系内部における統治権の譲与と解した。清帝の退位は断絶ではなく、四千年の文明に内在する「保合の理」に順応した必然的帰結であると見た。換言すれば、帝制の終焉と共和の成立は文明の論理の断絶ではなく、伝統的政治正統性の再生にほかならない。まさにこのような文脈の中で、有賀は清帝による統治権の譲与を、東アジア的政治倫理に適合した自然的移転として解釈し、その深層の根拠は権力意志ではなく、「天命の移り」の法理化された形態に存するとした。

ここでいう「天命」とは、宗教的宿命ではなく、一種の政治倫理的象徴である。伝統的中国においては、その政治倫理の中心に「天命観」があり、最高統治権威の正統性を、人間世界を超越する「天意」に基づいて構築してきた。しかしこの「天命」は、特定的人格神に依存するものではなく、一種の自然法則としての意志の表現であり、王朝交替および政権の正当性の最終的根拠とみなされた。これによって形成された「天命倫理」とは、道徳的秩序を核心とする政治的正当性の体系であり、権力の継統は徳によって維持されねばならず、君主は国家の首長であると同時に道徳秩序の体現者であるというものであった。このような観念によって、中国の政権交替は特有の倫理的連続性を備えるに至った。すなわち、革命も禪讓も決して全面的破壊ではなく、天命移転の具体的表現なのである。<sup>(39)</sup>

筆者は、有賀長雄の統治権移転論は、天命の伝統的倫理を再解釈したものと考える。彼のいう「統治権の移転」とは、伝統的天命観の憲法化であり、道徳的概念を法的概念に置き換え、「順天応人」（『天の道に順い、人心に応ずる』）の政治倫理を憲法条文において担わせるものである。天命はもはや君徳の高下に依存せず、憲法的手続きを通じて国家権力の合法的継承として具現される。換言すれば、伝統的天命の倫理的論理は、憲法的法理の

論理へと書き換えられた。

この観点からすれば、有賀の「統治権移転論」は単なる政治的解釈ではなく、文明的継承に根ざした一つの憲法理論であるといえる。彼は、天命倫理の憲法化を核心に据え、東アジア文明における徳治の政治文化と統治権の法理体系とを有機的に調和させることによって、西洋的自由主義および平等主義を超克する憲法政治の新たな様式を提示した。つまり、有賀長雄の「統治権移転論」とは、天命倫理の近代化された憲法的表現であり、それによって統治権の継受は天命を承ける新たな形態となり、統治権の連続は中華文明の自己継承を保証する憲法的根拠となった。そしてまさにこの進化の過程において、民国初期の知識人たちは、主権・統治権さらには国家最高権力に対するそれぞれの理解に基づき、私人による憲法草案の形をもって、この三者のあいだに横たわる複雑な関係を引き続き探究した。

### 三 中華民国初期の私人憲法草案における統治権解釈

#### (一) 国家の統一最高権の強調

辛亥革命ののち、中国は政治体制の上で君主立憲から民主共和へと転換したが、憲法制度および憲法思想の面では、なお清末の予備立憲期に導入された一連の理念の強い影響を受けていた。清帝が退位詔書によって統治権を中華民国に譲与したのち、立憲派であれ革命派であれ、知識人たちは共和政体における最高権力の所在を論ずる際、共通の理論的課題に直面した。すなわち、皇権を否定しつつ、いかにして国家の統一と最高権力の連続性を維持するか、という問題である。古来の中国における天命倫理は、最高統治団体が全国民に対して「無限の責任」を負うという政治構造をもたらしていたため、近代西洋における三権分立的政治の基礎を欠いていた。した

がって、ほとんどすべての民国初期の公式な憲法的文書および諸種の民間憲法草案は、若干の例外を除けば、いずれも国家最高権の不可分を主張し、三権分立を否定し、国家は統一かつ不可分の一体として存在すべきであると強調した。<sup>(41)</sup> 本節では、民国初年の民間憲法草案を中心に、その実態を考証し分析する。

梁啓超の草案<sup>(41)</sup>においては、第一条に「中華民國は永遠に統一共和国と定め、その主権は本憲法の定むる各機関によって行ふ」と規定している。この条文に対して梁啓超は三点の解釈を与えている。第一に、共和国の前に「統一」の二字を加えたのは、連邦制との区別を示すためである。第二に、『中華民國臨時約法』は主権在民を採用したが、梁は「いかなる国体においても、主権は国家に在る。これは久しく定説なり（中略）国体の異なるは、国家主権を行使する機関に存す」と述べている。第三に、梁は『中華民國臨時約法』第四条において参議院などの機関が共に統治権を行使すると定めた点について、「いわゆる統治権と、同約法第二条にいう主権とが同一のものか否か、明らかならず。ゆえにこれを採らずして、名称を一にし、觀念を混淆せしめざる」と述べた。以上のことから、梁啓超は主権と統治権の関係を明確に区分したわけではないが、その核心的思想は国家権力の一体性にあり、すなわち国家最高権の行使は国家機関の分掌によって完成されるべきであり、具体的分業によって統一的最高権が分裂してはならないという点にあった。

同様に、康有為の草案<sup>(42)</sup>第二条もまた「主権は国に在り、その行使は憲法によって行政・立法・司法に分委す」と規定し、国家最高権の不可分性を強調するとともに、憲法こそが権力行使過程における技術的配分の唯一の根拠であるとした。梁啓超と康有為のように、最高権を国家に置き、各機関はその部分行使するにすぎず、権を分かつたないという觀念は、明治日本および清末以来の「統治権＝国家最高権」という論理を明らかに継承したものであった。

これに対して、国家最高権は国民全体に属すべきであると考えた学者もいた。たとえば、王寵惠の草案<sup>(43)</sup>第一条

は「中華民國は永遠に共和国と定む」とし、第二条では「中華民國の主権は国民全体に属す」と規定している。さらに王は「民国すでに共和国なるをもって、この条（＝第二条―筆者）は本来加えるを要せざれども、主権在国民は共和国の最も要なる原理なり。特にこれを規定して、国民に共和の所以を明らかに示すは差し支えなし」と述べた。これに対し、『憲法新聞』第一三―一五号に掲載された春風の署名による「王寵惠氏の憲法草案に対する批評<sup>(44)</sup>」は、王寵惠を「主権の規定不当にして、なお旧学説に従う」と批判した。すなわち一八世紀に流行した人民主権説は、「暴虐なる王政の下に在りて、これを以て専制政府に反対するためのもの」であり、その言説は「全く理想の方面に傾き、歴史的現実を顧みず、反動的思潮の結果にして、中道を得る論にあらず」とした。とくに一九世紀、「ブルンチュリ (Johann Caspar Bluntschli, 一八〇八―一八八一―筆者) の国家主権説が現われて以来、これを一掃した」とし、「主権は国家に在る」を近世の通説として認めざるを得ない。ゆえに、王寵惠草案における主権在国民の規定は「過去の学説を代表するものであり、今世紀にふさわしき産物にあらず」。もし主権の所在を規定せぬならばそれでよいが、「もし規定するならば、明らかに国家に在りとすべし」と述べている。

呉貫因の草案<sup>(45)</sup>は、王寵惠草案に対する体系的な批判であった。彼は一方で、世界万物はすべて進化の途上にある、いつの日か共和制度が必ずしも民衆に受け入れられるとは限らない時代が来るかもしれないとし、このため王寵惠草案における共和国の前に「永遠」の二字を加えることに同意しなかった。他方、第二条では「中華民國の主権は国家に在り、その行使は本憲法によつて設けられたる各機関に委ねる」と明記した。呉貫因は、君主主権説と人民主権説のいずれも「学理に反する大なる誤り」であり、国家主権説のみが「頑として不磨、今やほとんど全世界の学者に公認されている」と主張した。さらに、「主権の本質はもとより分割し得ず（中略）しかれども主権の行使を国家が設立したる諸機関に分委するは、国家固有の権能にして、唯一不可分の原理に何ら妨げ

を及ぼさない」と強調した。

席聘臣案<sup>(46)</sup>および汪榮宝案<sup>(47)</sup>の表現はさらに直接的である。前者は「中華民國は国をもつて統治権の主体とす（第一条）」と定め、後者は「中華民國は唯一にして不可分なり（第二条）」と明言した。両者はいずれも「主権」という語を用いず、「国家」あるいは「中華民國」を政治的最高体の象徴として掲げた。これは、当時の憲法学界の一部が、権力の源泉をめぐる論争から国家の存在そのものの維持へと関心を移していたことを示すものである。とりわけ「唯一不可分」という表現は、当時の知識人が国家解体の危機に抱いた現実的な不安を反映している。民国初期における民族的対立や政治的分裂という厳しい環境のなかで、「不可分」は法理的主張であると同時に、政治的誓言でもあった。

彭世躬案<sup>(48)</sup>は、主権の帰属に関して前述の諸案と一致し、第一条に「中華民國は永遠に共和国と定め、主権は国家に属す」と定めた。また王登义案<sup>(49)</sup>では、第二条に「中華民國のすべての主権は、本憲法の定むる各機関によって行使される」と規定した。両者はいずれも、憲法は権力の運用形式を設定し得るが、国家権力の本質的一体性を変更し得ないことを強調している。もともと、王登义は彼の草案第二条の解釈において、「本条は学理上の規定にすぎず、実際の意義は大ならず。わが国は専制を脱したばかりで、民気なお昂ぶる。ゆえにこの条を設けることにより、多少とも無学者の誤解を抑えることができよう」と述べている。すなわち、王登义は主権在国家について憲法上で過度に説明する必要を認めず、それはすでに時代の共通認識であると考えていた。

総じてみれば、これらの草案は表現に差異こそあれ、国民主権とするか国家主権とするかを問わず、その内在する論理の要諦は主権の不可分性および国家最高権力の統一性に置かれた。制度設計の上では、機械的な三権分立をおしなべて否定し、立法・行政・司法はそれぞれ独自の職能を有しつつも、いずれも国家最高権力の異なる表現形態にすぎないとした。この各機関がそれぞれの職務を分担しながらも、権限を分立させないという思想は、

有賀長雄が唱えた中国伝統政治文化における「和合」および「保合」の価値観を反映するとともに、明治憲法およびその解釈学を自国の政治現実に調和させようとした近代知識人の努力をも体現している。

## (二) 主権と統治権との関係における多様な構想

国家の最高権力を一つのものとして捉える思想的背景のもとで、民国初年の一部の憲法草案は、抽象的な「主権の所在」論にとどまらず、制度構造の上で「主権」と「統治権」との具体的関係をさらに探究しようとした。

何震彝の草案は<sup>(50)</sup>明確に、「中華民國は国家をもつて統治権の主体とす(第三条)」「中華民國の統治権は、立法・行政・司法の各機関によって行使される(第四条)」と規定している。前述の席聘臣の草案もまた、何震彝案と同様の立場をとり、「中華民國を統治権の主体とし」「中華民國の統治権は、立法・行政・司法の各機関によって行使される」と定めている。この両者の表現から明らかのように、彼らは明治憲法学における「統治権の主体と客体」の学説を直接に摂取していた。この思考は、明治憲法体制において最高統治権の権能を分掌しつつも分権しないという理念を継承すると同時に、中国の学者がすでに「統治権」概念を国家の全体性および諸機関の協調を維持する核心的範疇として捉え始めていたことを示している。

姜廷采の草案は<sup>(52)</sup>、諸多の草案の中でもっとも清末以来の「主権—統治権」二元構造の原型に近いものであった。その草案は、「中華民國の主権は国民全体に属す(第四条)」「中華民國の統治権は、国会・大總統・國務員・法院によって行使される」と規定し、ほぼ『中華民國臨時約法』の構成を踏襲している。他の草案と異なる点は、姜案が「主権」と「統治権」を並列的に掲げ、制度設計の上で「統治権」に明確な配分対象を与えたことである。このような構成は、形式上、統治権を対内最高権として位置づけるものであり、その内的論理は依然として「分掌して分権せず」であり、主権と統治権とが並立して現れる典型的な憲法草案の例である。

さらに、李慶芳の草案は「最高総攬機関」の問題に言及している。李慶芳は「国家最高総攬機関の組織こそ、国体を区別する要点である」とし、「日本の筧（克彦）筆者」博士のいわゆる『最小限度の国法』の理論」を参照して、最高総攬機関を臨時国民議会に担わせた。彼は、「いかなる場合においても自由に集会・開会・閉会することができ、いかなる干渉や制約も受けず、十分にその最高総攬の機能を發揮して、国体の最終的保障とする」と規定した。李慶芳は、理論上、共和国の最高総攬機関は全国民に属すべきであるが、「事実上これを実施することは決してできないゆえに、少数の代表者を選びこれを運用すべし」と考えた。とくに当時の中国においては、「国会に絶対的全権を付与することはできず、議会の専制を防ぐためには、多少とも大統領に政治権を与え、監察上の機能としてこれを行使させるほかない。しかし大統領の政治権の範囲が大きくなれば、国家の根本を危うくし、共和国の基礎は最も有力な保障を欠くことになる」とし、ゆえに臨時国民議会を設置して両者を相互に抑制すべきだと論じた。筆者の見るところ、李慶芳草案の条文には「統治権」という語が用いられていないものの、「総攬」という表現は明治憲法における「天皇は統治権を総攬す」と明確に対応している。ただし、李慶芳はこの「最高総攬機関」を君主個人から制度上の主体へと移し替え、国家権力の統一を象徴するとともに、その調整機能を担う仕組みとして位置づけ、制度の構成面から国家の最高権を統一的に運用しようとした。

注意すべきは、これら多くの草案がいずれも清朝の領土継承に関する条項を設けている点である。たとえば、彭世躬案は「中華民國は、かつて清が統治した二二の行省および内外蒙古・西藏・青海を領土とす（第二條）<sup>(54)</sup>」と定め、席聘臣案は「中華民國は共和を継承し、従前の領土を宣布してこれを統治す（第二條）<sup>(55)</sup>」と規定し、何震彝案もまた「中華民國は現有の領土をもって統治し、法律によらざればこれを変更することを得ず（第二條）<sup>(56)</sup>」と定めている。一部の草案は中華民國の領土が清朝から継承されたことを直接的に明示してはいないが、辛亥革命当時、革命党が主張した「漢地一八省のみに限る」とはまったく異なる領土規定を置いている。たとえば、康

有為案は「凡そ中華国の領土は、漢・滿・回・蒙・藏の五族を合一し、不可分なり（第一条<sup>(57)</sup>）」とし、李慶芳案は「五族大同の実を昭す」との考慮から、「中華民國の領土は二二行省・内外蒙古・西藏・青海を範圍とす。内部の区域は別に法律をもって定む（第一条<sup>(58)</sup>）」と規定している。姜廷榮案も「中華民國の領土は二二行省・内外蒙古・西藏・青海とす（第二条<sup>(59)</sup>）」と定めた。

これらの条文から明らかなように、諸草案はいずれも領土条項において中華民國が清帝国の領域を継承することを確認している。その意味は単なる地理的規定にとどまらず、「統治権移転」原則の憲法化された表現である。とりわけ、退位詔書における「統治権を全国に公にし、共和立憲の国体を定む（中略）なお滿・漢・蒙・回・藏の五族の完全なる領土を合わせて一大中華民國と為す」との宣言は、清朝の版図を統治権移転の現実的承継として位置づけ、新国家が法理上、清帝国の統治範圍を継承したことを示している。このような表現は、中華民國の成立に対して直接的な法統のよりどころを与えると同時に、伝統的な天命倫理を、近代憲法の枠組みにおける国家統治の連続性へとつなげる役割を果たした。

全体としてみれば、これらの憲法草案における「主権」と「統治権」をめぐる多様な構想は、単なる学理上の相違にとどまらず、「統治権移転」という現実政治上の課題に対する共通の応答にほかならなかった。彼らは条文において、主権または統治権の不可分およびその実際の行使が諸機関に分掌されるという形式によって、国家最高権力の一体性を確認し、さらに領土条項において旧清朝の領域継承を明示することで、この一体性の現実的基盤を確立した。実際、民国初年の憲法思想は、統治権移転に基づく制度設計を通じて、国家が空間的には前朝の領域を継承し、法理的には統治権体系を承継することにより、伝統的な天命政治から近代的な憲法政治への転換を実現しようとしたのである。

おわりに

清末から民国初年にかけての憲法制定および憲法解釈を回顧すれば、「統治権」という概念が一貫してその全過程を貫き、中国が伝統的な天命政治から近代的な憲法政治へと歩みを進めるうえでの重要な架け橋となっていたことが見て取れる。清国政府が立憲活動の中で統治権を導入したのは、本来、明治憲法における「天皇が統治権を総攬す」という体制を模倣し、立憲政体の下で満洲皇権の継続を維持するためであった。しかしながら、清帝の退位と中華民国の成立以後、この概念は廃棄されることなく、むしろ新たな政治倫理的意義を与えられた。

有賀長雄の統治権移転論を通じて、天命観は国家権能の正統な譲与として法理化され、清帝が統治権を全国に公にした退位詔書は、中国的徳治秩序が憲法秩序へと転化・継承される象徴的契機となった。すなわち、政治的正統の根源が天命から法統へと転化し、その両者を媒介する要となったのが統治権であった。

民国初年の各種私人憲法草案は、多くが主権を中心に構想されていたが、国家の最高権力を単一・不可分のものとみなす、いわゆる「統治権一元」の精神を広く継承していた。一方で、これらは国家最高権の不可分を強調し、近代西洋の三権分立体制をそのまま踏襲することを拒み、他方で、国家または全国民をその権力の主体とすることによって、共和の形式をもって清末の「君上大権」を再構成した。国家主権であれ、国民主権であれ、その共通点は国家最高権力の統一性と連続性を維持する点にあった。

要するに、清末から民初にかけての「統治権」の継受と発展は、単なる学理的借用ではなく、中国政治伝統の自己調整と進化のあらわれであったといえる。それは、憲法化という形式によって「天命倫理」という核心的精神を保持し、権力の正統性を徳性から法理へと転換させつつも、法理の内部に徳性の倫理的基調をとどめた。この意味において、「統治権」は単なる制度原理であるのみならず、一つの文明的象徴でもある。それは、中国の

政治的近代化が断絶的な移植ではなく、文化的連続の中で実現された制度的転化であることを明らかにしている。すなわち、それは近代国家における天命観の新たな再生であり、また中国の憲法体制と憲法思想が「自主的」創成へと向かう重要な標識でもあったのである。

(1) 近代中国における憲法制定および憲法解釈の中で統治権が果たした地位については、呉迪『近代東アジア憲法の歴史的影響―理論の継受と規範の形成』（慶應義塾大学出版会、二〇二四年）を参照。同書は、統治権―主権および国体―政体という二つの憲法基本概念を中心に据え、これらの概念が憲法制定・憲法解釈・憲法教育などの諸領域においていかなる多重的様相を示したかを実証的に考察・分析している。

(2) 英・仏・独諸国の主権理論が日本に伝来したのち、高揚する自由民権運動を背景として、日本の民間の新聞、雑誌などのメディアおよび知識人たちは、明治一四年末より主権およびそれに関連する憲法原理をめぐる広範な議論を展開し、明治一五年に至ってその論争は頂点に達した。稲田正次は、この理論的対立を「明治一五年主権論争」と称している。論争の焦点は、国会開設後の主権の所在にあった。主権は君主に属するとする説、人民に属するとする説、あるいは君主と人民の双方に属するとする説、また主権は国体によって定まるべきであるとする説など、さまざまな見解が併存した。詳しくは、稲田正次『明治憲法成立史（上）』（有斐閣、一九八七年）、五九九―六八六頁を参照。

(3) 清末立憲に関する研究の集大成としては、崔学森の近著『清廷制憲と明治日本』（中国社会科学出版社、二〇二〇年）が挙げられる。同書は、清末の立憲がなぜ日本を範としたのか、そして日本の影響のもとで清朝が行った三度の立憲活動の全過程を詳細に考察している。

(4) 呉迪『近代東アジア憲法の歴史的影響―理論の継受と規範の形成』、一〇八―一二二頁。

(5) 載沢「考察政治日記」鐘叔河編集『走向世界叢書（第九卷）』（嶽麓書社、二〇〇八年）、五七五―五七七頁。

(6) 「宣示予備立憲先行釐定官制論」故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料（上）』（中華書局、一九七九年）、四三―四四頁。

(7) 載沢「考察政治日記」、五七五頁。

- (8) 崔学森『清廷制憲与明治日本』、八一頁。
- (9) 載沢「考察政治日記」、五七六頁。
- (10) 明治一四年政変の後、日本の憲法成立が模範とした対象はドイツに転じていたが、明治一五年に主権論争が勃発したことにより、伊藤博文や井上毅らは主権の所在をめぐる論争が天皇の地位に影響を及ぼすことを懸念した。そこで彼らは憲法草案の起草に際し、『字滌生国法学（木下周一訳、一八八二年）』＝Hermann Schulze, *Das preussische Staatsrecht auf Grundlage des deutschen Staatsrechts*, 2 vols. (Leipzig: Breitkopf & Härtel, 1872-77) における「国権 (Staatsgewalt)」という概念を参照した。この概念は人民主権を否定し、不可分の国権は国家組織に内在すると想定される性格であり、法理上その運行を分析する際に立法・行政・司法などの機能に区分され、各国の憲法によって具体的に規定されるにすぎないとする。法律顧問であったロエスレルはさらに、主権とは国際法上、国家が国際社会において占める独立的地位を指し、国内政治の上では国権を掌握し行使する主体を指し、これこそ「至高国権の統一」であると説いた。この国権論理に啓発された伊藤博文と井上毅は、各草案において「大政を総攬」「国権を総攬」「政権を総攬」などの表現を次々と用い、最終的に「統治権を総攬」と定めた。かかる国権概念の解釈からすれば、明治憲法自体は主権と統治権の関係を明確に区別していないものの、統治権が国内最高権と対外最高権の統一を示すことは明白である。
- (11) 載沢「考察政治日記」、五七九頁。
- (12) 有賀長雄と近代中国の憲法・立憲との関係については、李超『観弈閑評・有賀長雄憲法論理研究』を参照されたい。
- (13) 「考察日本憲政情形具陳管見摺」 故宫博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料(上)』、二五―四一頁。
- (14) 吳迪『近代東アジア憲法の歴史的交響…論理の継受と制度の形成』、一〇六―一二二頁。
- (15) 王鴻年『憲法理要義』（王惕齋、一九〇二年）。
- (16) 保廷樑『大清憲法論』（上海江左書林、一九一〇年）。
- (17) 張伯烈『假定中国憲法草案』（獨叢別墅、一九一〇年）。
- (18) 馬吉符『憲法管見』（同益書局、一九一五年）。
- (19) 筆者はこれまで楊廷棟およびその著作について分析を行っていないため、ここではその略歴を簡潔に紹介してお

く。楊廷棟は江蘇省蘇州府吳県の出身で、生没年は不詳である。一八九八年（光緒二十四年）冬、南洋公学の師範院生として日本留学を命じられ、日華学堂で学び、その後東京高等商業学校で研鑽を積んだ。日本滞在中、楊は訳書彙編社に加わり、翻訳活動に積極的に参加した。一九〇二年には日本の原川潜による訳本を参照し、中国で初めてルソアの『社会契約論』を完訳し、『路索民約論』の題で上海文明書局から出版した。彼の編纂した『欽定憲法大綱講義』は一九一〇年三月（宣統二年二月）に初刊され、同年十二月（宣統二年一月）にはすでに第三版まで刊行がされ、その広い流布をうかがわせる。

(20) 楊廷棟編纂『欽定憲法大綱講義』（商務印書館、一九一〇年）。

(21) 楊廷棟編纂『欽定憲法大綱講義』、三二二頁。

(22) 楊廷棟編纂『欽定憲法大綱講義』、三四頁。

(23) 吳迪『近代東アジア憲法の歴史的交響…論理の継受と制度の形成』、一四九―一九三頁。

(24) 章永榮「重審辛亥革命中の南北議和」『清史研究』（第一期、二〇二三年）、四一―五七頁。四二頁脚注③④⑤において、同氏は「退位詔書」をめぐる中国学界の議論を詳細に整理している。本稿では紙幅の制約上、その内容を逐一列挙することはしない。

(25) 本稿を含む一部の研究者の見解とは異なり、趙涵は「為何『清帝遜位詔書』不必被視為政治契約…重思該詔書の憲制意義」『外国法制史研究』（第二五卷第一期、二〇二四年）、二二六―二六二頁において、退位詔書それ自体は契約もしくは協定の文書ではなく、軍事的敗北の宣言にすぎず、「天命」と直接には結び付かないとする。趙の見解に対して、中国の伝統的政治倫理の近代化・憲法化という課題を念頭に置くならば、退位詔書のテキストをより深層から分析する必要があるとし、とくに「統治権」という語の継受と運用は、中国憲法史・憲制史が回避し得ない基礎的かつ重要な問題であると、筆者は考える。

(26) 本節で引用する法律条文は、すべて夏新华編集『近代中国憲政歷程…史料彙萃』（中国政法大学出版社、二〇〇四年）によるものである。以下、出典の明示を省く。

(27) 高全喜『立憲時刻…論清帝遜位詔書』（広西師範大学出版社、二〇一一年）、八三一―〇四頁。

(28) 土肥羊次郎編集『大家論叢…清国立憲問題』（清韓問題研究会、一九〇八年）。

- (29) 袁世凱が国会を解散し有賀長雄の統治権移転論を基礎として中華民國約法を制定したことについて、章永榮は『旧邦新造』一九一一年（一九一七）（北京大学出版社、二〇一一年）において、各級議会の解散によって士紳や商人が努力して獲得した政治参加の空間が消失し、彼らを疎外したと指摘した上で、袁は革命派勢力を体制から排除し尽くしたが、完全には消滅させられず、さらなる革命の伏線を残したとも論じている。
- (30) 李超は『観弈閑評・有賀長雄憲法理論研究』（上海三聯書店、二〇一九年）において、中華民國期の袁世凱政權における憲法顧問・有賀長雄の経歴と理論の展開を手がかりに、明治憲法体制が民国初年の憲法制定に及ぼした多面的な影響を描き出している。
- (31) 有賀長雄『観奕閑評』（中国国家図書館蔵、一九一三年）。
- (32) 有賀長雄『支那正観』（外交時報出版部、一九一八年）。
- (33) 有賀長雄『支那正観』、二一三頁。
- (34) 有賀長雄『支那正観』、三四一三五頁。
- (35) 有賀長雄『支那正観』、七六頁。
- (36) 有賀長雄『支那正観』、七六一七七頁。
- (37) 有賀長雄『支那正観』、七七一七八頁。
- (38) 有賀長雄『支那正観』、七九一八〇頁。
- (39) 楊浙鼎が「儒家『天命観』下的「湯武革命」及其法律意義」『法制博覽』（第二期、二〇二〇年）、二四一二六頁において、解釈の体系としての「天命観」が、伝統的解釈における「湯武革命」の「天に順い人に応ず」と「君臣の義」を調和させ、最終的正統性の源を「天命」に置きつつ、「徳」と「民心」を補助として、政権の成立と安定に正当性を与えると論じる。他方で、同論文はあわせて「天命」の解釈権という課題を提起し、天命観と湯武革命の政治倫理をめぐる検討に、より深い思索の余地を与えている。
- (40) 筆者から見ると、たとえ規範のかたちは異なっているとしても、西洋の有限政府は制度の設計によって権力を抑えようとしたが、その契約的な論理はしばしば権力と資本が結びついて新たな支配構造を生み出すという限界から逃れることはできなかつたのである。それに対し、中国は倫理的次元において権力により高次の道德的要請を与え、天命の移

転によって統治の交替を実現し、君権に制度的に限定されない道德的責任の倫理を課した。君主には徳を正し、職責を尽くすことが求められたのである。また、議会による監督や弾劾とは異なり、近代以前の中国における憲制の運用は、綱常や礼法、さらに世論や諫言を通じて君主のふるまいに影響を及ぼしていたのである。儒臣の諫言や史官の記録などを通じて、最高権力には一定の監督と圧力が働き、統治者は道德的な名声や史書における評価を意識せざるを得なかった。そのため、天命倫理のもとで負の典型と見なされることを恐れ、恣意的なふるまいを控えるようになったのである。この意味で、中国古代の憲制には明確な規範的拘束が存在したが、その形態は西洋のそれとは異なっていた。すなわち、天命倫理を根拠として君権に対し持続的で可視的な審査と責任追及を可能にする仕組みを備え、最高統治者がこの要請に背いたときには、天命の転移という懲罰を受けることになるのである。

- (41) 梁啓超「梁啓超擬中華民國憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、二五一―二六四頁。
- (42) 康有為「康有為擬中華民國憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三一八―三二七頁。
- (43) 王寵惠「中華民國憲法」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、二九〇―三〇九頁。
- (44) 春風「王寵惠君憲法芻議批評」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三〇九―三一八頁。
- (45) 吳貫因「吳貫因擬民国憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三六二―三七四頁。
- (46) 席聘臣「席聘臣擬憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三五〇―三五四頁。
- (47) 汪榮宝「汪榮宝擬憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三四〇―三四四頁。
- (48) 彭世躬「彭世躬擬民国憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三七四―三八〇頁。
- (49) 王登义「王登义擬中華民國憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三五四―三六二頁。
- (50) 何震彝「何震彝擬憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三四四―三五〇頁。
- (51) 席聘臣「席聘臣擬憲法草案」、三五〇頁。
- (52) 姜廷榮「姜廷榮擬憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三八〇―三八七頁。
- (53) 李慶芳「李慶芳擬憲法草案」夏新華編集『近代中国憲政歷程・史料彙萃』、三二九―三四〇頁。
- (54) 彭世躬「彭世躬擬民国憲法草案」、三七五頁。
- (55) 席聘臣「席聘臣擬憲法草案」、三五〇頁。

- (56) 何震彝「何震彝擬憲法草案」、三四四頁。
- (57) 康有為「康有為擬中華民國憲法草案」、三一九頁。
- (58) 李慶芳「李慶芳擬憲法草案」、三三二頁。
- (59) 姜廷榮「姜廷榮擬憲法草案」、三八一頁。